

エコアクション21

環境活動レポート

【運用期間： 2015年11月1日～2016年1月31日】

桜井資材運輸株式会社

作成日 2016年6月7日

目 次

1. 組織の概要	1
2 環境方針	2
3. 組織図・機能	3
4. 環境目標 (中期目標)	4
5. 環境活動計画	5
6. 環境目標の実績	6
7. 評価と次年度の取組	7
8. 当社の取組	8
9. 環境関連法規への対応	9
10. 代表者による全体評価と見直し結果	10

1. 組織の概要

【1】事業の概要

1. 名称及び
代表者名 桜井資材運輸株式会社
代表取締役 桜井洋一
2. 設立 昭和49年12月
3. 資本金 1,000万円
4. 所在地 本 社 静岡県島田市中溝町2560-1
TEL : 0547-37-6139 FAX : 0547-35-2147
- 初 倉 営 業 所 静岡県島田市中河123-21
TEL : 0547-38-3719 FAX : 0547-38-4110
- 車 庫 静岡県島田市中河123-29
5. 売上高 8,700万円
6. 環境管理責任者 桜井雅晃
及び環境事務局 大塚直美
TEL : 0547-37-6130 FAX : 0547-35-0433
n-otsuka@sakurai-shigen.com
7. 従業員 従業員 正社員6名
8. 事業内容
- ◆一般区域貨物自動車運送事業
 - ◆製鋼原料・製紙原料の回収
 - ◆産業廃棄物の収集・運搬
9. 主な事業の取扱処理量 処理実績 : 年間27,000t (金属くず)
: 年間18,000t (古紙)

10. 保有車両等

車番	車輛の型式	最大積載量
66-67	フックロール (12 t)	11,500kg
2-21	深箱 (15 t)	12,100kg
55-19	平ボディ (15 t)	11,700kg
1-71	ウイング (15 t)	13,800kg
85-76	深箱 (15 t)	11,300kg
19-46	平ボディ (15 t)	12,500kg
51-14	平ボディ (15 t)	11,500kg

11. 許可証の概要

許可権者	許可年月日	許可番号	有効年月日	許可の種類
静岡県知事	H27.7.17	第022010713974	H32.7.16	産業廃棄物収集運搬許可
愛知県知事	H24.8.6	第023000713974	H29.8.5	産業廃棄物収集運搬許可

環 境 方 針

< 基本理念 >

常に地球環境を意識し責任を認識し、
環境汚染防止や資源有効利用に積極的かつ継続的に取り組む。

< 行動指針 >

- 1 . 一人一人が燃油の効率的使用に努めます。
- 2 . 一人一人が排気ガスによる大気汚染を低減する運転を心がけます。
- 3 . 一人一人が道交法に則った安全運行をすることにより
環境負荷を軽減します。
- 4 . 一人一人が環境保全に対する意識向上に努めます。
- 5 . 一人一人が環境関連法規を遵守します。

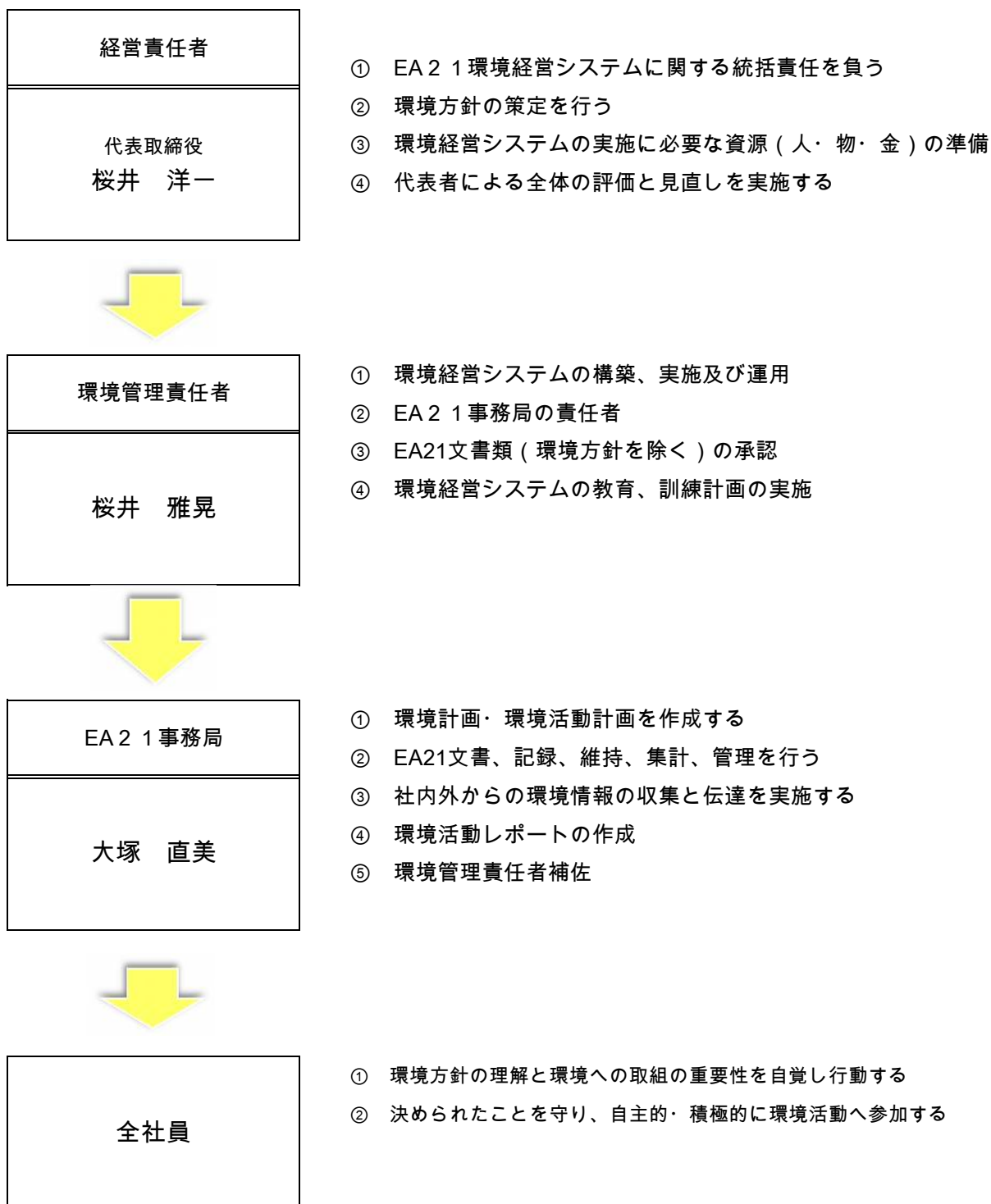
2015年6月23日制定

桜井資材運輸株式会社

代表取締役 桜井 洋一



3 . 組織図と機能



4 . 環境目標 (中期目標)

対象期間：2014年 11月～2015年10月

環境目標項目		単位	基準値 (2014年)	2015年 目標値	2016年 目標値	2017年 目標値	2018年 目標値
二酸化炭素排出量		kg-co ₂	174,907	1 %削減 173,157	2 %削減 171,408	3 %削減 169,659	4 %削減 167,910
内訳	電力使用量 (排出係数0.497)	kwh	4,382	1 %削減 4,338	2 %削減 4,294	3 %削減 4,250	4 %削減 4,206
	軽油使用量	ℓ	65,786	1 %削減 65,128	2 %削減 64,470	3 %削減 63,812	4 %削減 63,154
	LPG使用量	m ³	13.7	1 %削減 13.5	2 %削減 13.4	3 %削減 13.2	4 %削減 13.1
水使用量		m ³	95	1 %削減 94	2 %削減 93	3 %削減 92	4 %削減 91
廃棄物排出量		kg	540	1 %削減 534	2 %削減 529	3 %削減 523	4 %削減 518
グリーン購入			—	購入するよう に努める	購入するよう に努める	購入するよう に努める	購入するよう に努める
受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮			—	実施する	実施する	実施する	実施する

5. 環境活動計画

当社は、環境目標を達成するため、以下に示す環境活動計画に基づき環境活動を実践する。

環境目標	環境活動計画の内容	推進担当者
電力使用量の削減	・ 事務所内、電源管理の徹底（エアコン・照明機器・PC等）	事務担当者
	・ 冷暖房の温度管理（冷房28℃、暖房20℃設定）	
	・ 冬場は100w以下の暖房器具を使用し、エアコンと併用	
燃料使用量の削減	・ エコドライブの徹底	全運転手
	・ 法定速度の遵守	
	・ デジタコの有効活用	
	・ タイヤの空気圧管理の徹底	責任者
	・ 燃費手当導入によるドライバーの意識向上	
	・ 効率的な運行計画を立てる	
水道使用量の削減	・ 低公害車の導入	全社員
	・ エコハンドル導入による節水の徹底	
水道使用量の削減	・ 雨水を利用した洗車の実施	全運転手
	廃棄物の削減	・ エコハンドル導入による節水の徹底
・ 両面コピー、裏紙使用の徹底		
・ ホワイトボード活用による、紙ごみの削減		
・ ホワートボード活用による、紙ごみの削減		
・ 古紙、段ボール、雑誌等の分別によるリサイクル		全運転手
・ 缶、ビン、ペットボトル等の飲料容器の分別徹底		
・ 一般廃棄物の社内持ち込み禁止		
・ 適切な点検、整備による異常個所の早期発見、早期修復		
・ バンク防止によるタイヤ長寿命化		
・ タイヤ管理（ローテーション等）によるタイヤ長寿命化		
グリーン購入	・ リトレットタイヤの装着推進	責任者
	・ リビルド品（再生部品）の使用推進	
	・ 定期交換部品の長寿命化への探求	
	・ 環境ラベル認定等製品を優先的に購入している。	
グリーン購入	・ コピー用紙、コンピューター用紙、伝票、事務用箋、印刷物、パンフレット、トイレトーパー、名刺等の紙について、再生紙への転換を図っている。	事務担当者
	・ 環境ラベル認定等製品を優先的に購入している。	
受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目	・ 産業廃棄物の収集運搬に当たり廃棄物の飛散、悪臭の発生等が起きないように適正に運搬する。	全運転手
	・ 収集運搬取扱量の平準化を行っている。	
その他の活動	・ 社員へのエコアクション社内教育の実施	責任者
	・ 各種講習会、研修への積極的参加	

6. 環境目標の実績

対象期間：2015年11月～2016年1月

環境目標項目	単位	削減目標	2014年基準	2015年目標	2015年実績	評価
			11月～1月	11月～1月	11月～1月	
二酸化炭素排出量	kg-co2	1%削減	39,891	39,492	41,447	×
電力使用量 (排出係数0.497)	kwh	1%削減	1,251	1,238	1,066	○
軽油使用量	ℓ	1%削減	14,951	14,445	15,591	×
LPG使用量	m ³	1%削減	5.3	5.2	0.2	○
水使用量	m ³	1%削減	38	37	25	○
廃棄物排出量	kg	1%削減	0	270	420	×
グリーン購入				購入するように努める	努めた	○
受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮				実施する	実施	○
廃棄物排出量	kg	1%削減	0	270	420	×

※廃棄物(廃タイヤ)・・・3年間の排出量より平均値を出し、3カ月の平均数字を目標値と設定。

※二酸化炭素排出係数は、環境省が公表している電気事業者別排出係数の2014年度実績の中部電力㈱の値である0.497 (kg-CO₂/kwh)を使用。

※評価→○印：達成又は実施 △印：ほぼ達成 ×印：達成できず

<目標に達成しなかった項目の原因分析>

二酸化炭素排出量	達成できなかった要因は、軽油使用量の増加である。やはり運送会社である以上、軽油が二酸化炭素排出に与える影響は非常に大きい。 ただ、引取りが増えることで経営的には結びついているので、一概に走行距離のみを原因とは考え難い。今後は平均燃費を考察へ盛り込んでいきたい。
軽油	軽油使用量が増加した要因としては、引取りが増え必然的に走行距離が増加したことが考えられる。また、短距離の引取りが集中したことにより、平均燃費の押上げにも繋がっている。
廃棄物	当社から排出される主な廃棄物は廃タイヤである。タイヤは消耗品であり安全面の観点から時期によりまとめて排出されることもある。よって数値に関しては平均値をだした。 そんな中でもリトレットタイヤの装着を促進し廃棄物抑制に努めている。

7. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

		取組内容	評価	次年度の取組	
二酸化炭素の削減	電力	事務所内、電源管理の徹底(エアコン・照明機器・PC等)	○ 徹底を心掛けており、日中の明るい時間帯は消灯を行うようにしている。	継続実施	
		冷暖房の温度管理（冷房28℃、暖房20℃設定）	○ 掲示をすることで社員へ周知し管理をした。	継続実施	
		冬場は100w以下の暖房器具を使用し、エアコンと併用	○ 実施された	継続実施	
	燃料	エコドライブの徹底	○ デジタコチャートにより確認を行った。	継続実施	
		法定速度の遵守	○ おおむね良好である。	継続実施	
		デジタコの有効活用	○ 毎日実施し、必要があれば翌朝指導等を行った。	継続実施	
		タイヤの空気圧管理の徹底	○ 毎月初、空気圧の報告をすることで管理。足りなければ充填。	継続実施	
		燃費手当導入によるドライバーの意識向上	○ 導入により燃費が向上している	継続実施	
		効率的な運行計画を立てる	○ 運行管理者による配車の組み立て	継続実施	
		低公害車の導入	— 実績なし	継続実施	
	節水	上水	エコハンドル導入による節水の徹底	○ 導入済	エコハンドルを外し、今後も継続して節水ができるよう取り組む。
			雨水を利用した洗車の実施	△ 計画段階	継続実施
	廃棄物リサイクル	事務所排出物	両面コピー、裏紙使用の徹底	○ 使用時に注意している	継続実施
ホワイトボード活用による、紙ごみの削減			○ 実施している	継続実施	
古紙、段ボール、雑誌等の分別によるリサイクル			○ 専用BOXを設置し分別	継続実施	
缶、ビン、ペットボトル等の飲料容器の分別徹底			△ 自販機等社外の人も利用するため、社外利用者向けの周知も必要だと考える。	継続実施	
社員の一般廃棄物社内持ち込み禁止			△ 再度周知し指導徹底していく。	継続実施	
産業廃棄物		適切な点検、整備による異常個所の早期発見、早期修復	○ 日々（日常）点検をすることで、重大な部品の欠陥や破損を未然に防ぐことができ、結果的に安全対策や廃棄物抑制に繋がっている。	継続実施	
		バンク防止によるタイヤ長寿命化	○ 走行ルートの清掃を行う事により未然防止を行っている（公道外）	継続実施	
		タイヤ管理（ローテーション等）によるタイヤ長寿命化	○ 前後のタイヤをローテーションさせることで長寿命化を図った。	継続実施	
		リトレットタイヤの装着推進	○ メーカーによる使用制限箇所（フロントタイヤ）以外すべて装着	継続実施	
		リビルド品（再生部品）の使用推進	○ 再生部品対応できる物においてはすべて使用している	継続実施	
		定期交換部品の長寿命化への探求	○ 実施している	継続実施	
		グリーン購入	・ 環境ラベル認定等製品を優先的に購入している。	○ 実施している	継続実施
	・ コピー用紙、コンピューター用紙、伝票、事務用箋、印刷物、パンフレット、トイレトーパー、名刺等の紙について、再生紙への転換を図っている。	○ 実施している	継続実施		
受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目	・ 産業廃棄物の収集運搬に当たり廃棄物の飛散、悪臭の発生等が起きないように適正に運搬する。	○ 実施している	継続実施		
	・ 運搬経路を選択する際に、幅員、渋滞等の道路条件を考慮している。	○ 実施している	継続実施		
	・ 収集運搬取扱量の平準化を行っている。	○ 実施している	継続実施		
その他の活動	・ 社員へのエコアクション社内教育の実施	○ 実施している	継続実施		
	・ 各種講習会、研修への積極的参加	○ 実施している	継続実施		

8 . 当社の取組

◆ エコハンドルの導入、節水の呼びかけ



◆ 廃棄物の分別徹底



◆ ホワイトボードを利用した廃棄物の削減



9. 環境関連法規への対応

1. 環境関連法規等の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

確認日 平成28年6月1日

確認者 大塚 直美

区分	No	法規・条例・規制	条文	要 求 事 項	適 用	遵守状況	
義務	法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持（不適正処理廃棄物発見の速やかな通報等）		○	
			第6条の2第6項	一般廃棄物収集運搬業者への委託処理		○	
			第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェストの写し（B1票）の90日以内の送付等		○	
			第12条の3第7項	管理票交付者の産業廃棄物管理票交付状況等の報告		○	
			第12条の3第9項	運搬受託者の管理票の写しの保存（5年間）		○	
			第12条の4	産業廃棄物収集運搬業者等の虚偽の管理票の交付等の禁止		○	
			第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	産業廃棄物処理業者は県知事の許可が必要（5年毎の更新）	○	
			第14条第12項	産業廃棄物収集運搬業者の産業廃棄物処理基準の順守	委託契約書の確認	○	
			第14条第12項	産業廃棄物収集運搬業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬の他人への委託の禁止		○	
			第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業許可の変更等		○	
			第15条	廃棄物置き場保管基準の遵守（表示、衛生管理等）表示：60cm角以上、種類、氏名・連絡先	廃棄物保管基準の遵守、悪臭・飛散防止（置場の点検）	○	
	第16条	不法投棄の禁止		○			
	2	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	第5条	自動車の所有者の責務	自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務	○	
			第73条	使用済自動車のリサイクル(使用済自動車の引き取り業者への引き渡し)	廃棄時有料にて適切な引渡し	○	
	3	道路交通法	第16条～第83条	車両及び路面電車の交通方法、運転者及び使用者の義務、道路の使用等	積載量、運転資格、運転禁止事項法令厳守	○	
	4	道路運転車両法	第47条	点検及び整備の義務		○	
			第48条	定期点検整備	法令厳守・毎時点検	○	
			第49条	点検整備記録簿		○	
	5	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）	第4条	事業者の責務	事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出抑制 国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策への協力	○	
第40条			事業者の努力	窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において運行する場合、技術基準に適合した車両の使用	○		
静岡県条例	6	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第5条	産業廃棄物処理業者の責務	受託した産業廃棄物の適正処理等	○	
			第6条	土地所有者等の所有土等の適正管理		○	
			第18条	所有地等の使用方法等の確認	所有土地の使用の方法を確認、定期的な使用の状況の確認	○	
			第17条	産業廃棄物の処理状況の報告等	産業廃棄物の運搬・処分状況報告	○	
義務	法令	7	環境基本法	第8条	事業者の責務	公害の防止、自然環境適正保全のための措置の実施等（エコアクション21への積極的取組）	○
		8	循環型社会形成推進基本法	第11条	事業者の責務	循環型社会の形成、廃棄物なることの抑制、3Rへの努力	○
		9	資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）	第4条	廃棄物の発生抑制、再生資源の利用の促進	廃棄物の分別化の徹底、指定OA機器の適正処分（パソコン等機器のリサイクル化）	○
		10	地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）	第5条	事業者の責務（温室効果ガス発生抑制）	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策への協力（エコアクション21への積極的取組）	○
		11	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	第5条	事業者の責務	環境物品購入の推進	○
		12	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	第7条	事業者の責務	使用済小型電子機器等を分別、使用済小型電子機器等の収集・運搬・再資源化業者へ引き渡し	○
静岡県条例	13	静岡県環境基本条例	第6条	事業者の責務	環境への負荷への低減公害防止、自然環境保全に必要な措置の実施等	○	
	14	静岡県地球温暖化防止条例	第4条	事業者の責務	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、県が実施する地球温暖化対策への協力（エコアクション21への積極的取組）	○	

※評価→○：遵守 ×印：不遵守

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟や苦情はありませんでした。

10 . 代表者による全体評価と見直し結果

活動を始めて半年たち、半年間のデータを見ると軽油の削減が一番の問題だということを実感しました。削減目標を掲げたときは仕事量が少なく目標数値が現状に合致していないということもあるかと思えます。桜井資材運輸株式会社に関してはまだ取り組み始めたばかりであり、今後もデータを注視しながら桜井資源株式会社と同様に全社員一丸となってエコアクション21活動に精進してまいりたい所存です。

平成28年6月1日

桜井資材運輸株式会社

代表取締役 桜井洋一